

概

要

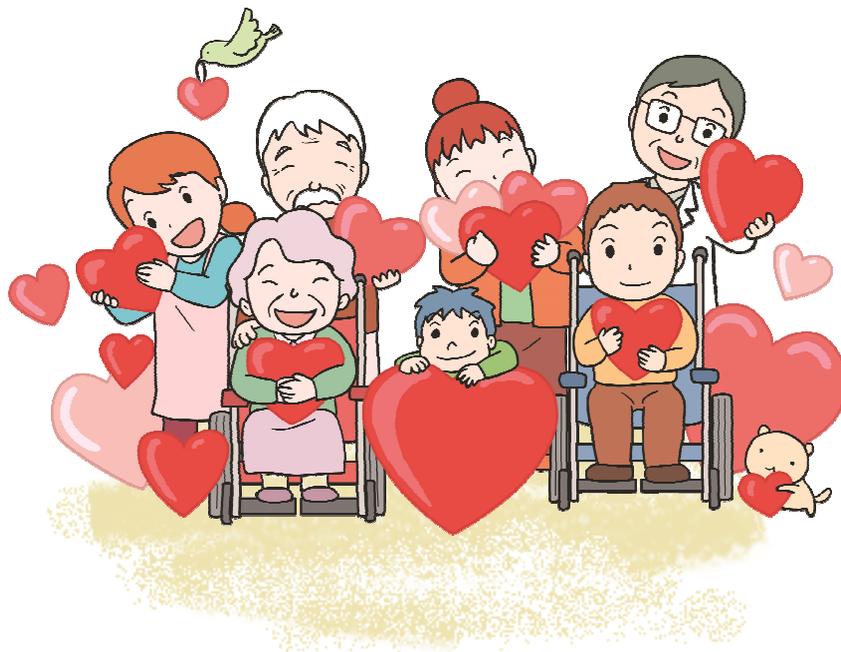
版

第2次

一宮市障害者基本計画

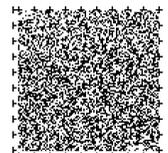
だれもが人格と個性を尊重し
支え合う共生のまち 一宮

H28 ▶▶▶ H32



平成 28 年 3 月

一宮市



計画の策定にあたって



「障害者基本計画」ってどんな計画？

「障害者基本計画」とは、障害者基本法第11条第3項に基づくもので、市の障害者施策の総合的かつ計画的な推進を図るための理念や方針、施策・事業を定める計画です。



どうして計画をつくったの？

国では、障害者権利条約の批准に向け、制度的な整備から、障害のある人の範囲の見直しなど意識面・行動面の改革まで、大きな変革が行われてきました。こうした流れを踏まえ、本市でも、国の障害者制度の動向を加味したさらなる障害者施策を展開していく必要があります。

そこで本市は、これまで推進してきた一宮市障害者基本計画の施策・事業の進捗状況を振り返るとともに、障害の有無に関わらず、すべての市民が支え合い・助け合いながら生活できる共生社会を意識できるよう、本計画を策定しました。

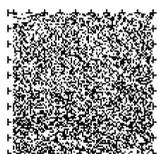


計画の期間は？

本計画の期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間とします。なお、計画期間中であっても、社会情勢の変化等を踏まえ、見直しの必要性がある場合は柔軟に対応するものとします。



※障害福祉計画：障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施の確保を図るための供給見込み量や確保策を定める計画



2

計画の基本的な考え方

計画の基本理念



だれもが人格と個性を尊重し支え合う共生のまち 一宮

障害のある人もない人も、誰もが同じ一宮市民として、お互いに一人の人間として尊重し合い、支え合い、地域の中で共に育ち、いきいきと暮らせるまちをめざします。

重点戦略

重点戦略1 権利擁護の推進と虐待・差別の防止

重点戦略2 児童発達支援体制の強化

重点戦略3 自立して生活ができる住まいの確保

3

計画の推進に向けて

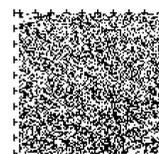
計画の推進体制

庁内の関係各課との連携、国や県、近隣市町との連携により、総合的かつ効果的な計画の実施を図ります。

また、市民参画にあたっては、すべての市民が障害者福祉に関して理解を深め、合理的配慮を実践していけるよう、本計画を広く市民に周知するとともに、一宮市障害者自立支援協議会の活動等を通じた各関係機関との連携を強化し、地域における見守りや支援体制を確立します。

計画の進捗管理

一宮市障害者自立支援協議会を評価機関として位置づけ、当事者の視点を踏まえた計画の進捗管理と事業の改善を行います。



4

施策の展開

基本目標 1

障害のある人の権利の尊重

施策 1 合理的配慮の理念の浸透

障害者差別解消法の理念の浸透を図るとともに、合理的配慮についての事例収集等の研究を進め、市民の合理的配慮の実践を促進します。

○ 取組み

- ★(1) 広報紙などによる情報提供
- ★(2) 障害者差別解消法についての講演会の開催

施策 2 障害のある人の権利擁護の推進

成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用促進、虐待防止についての周知、早期発見のための関係機関との連携強化を進め、障害のある人の権利擁護対策を充実します。

○ 取組み

- ★(1) 成年後見制度の利用促進
- ★(2) 日常生活自立支援事業の利用促進
- ★(3) 虐待の防止と早期発見



いろいろな合理的配慮を考えてみよう！

● 合理的配慮って何？

障害のある人が権利を確保・尊重されながら生活していくために必要な配慮のことをいいます。「合理的」という言葉の中には、配慮をする側に過度の負担が伴わない、ということも含まれています。

例
ば…

- ・手話や筆談などで対応する(聴覚障害者)
- ・会議や研修などで、休憩時間をこまめにとる(精神障害)

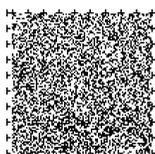
…等



● 合理的配慮を実践していくためには…

施設のバリアフリーなどハードの整備も大切ですが、障害のある人に対する理解、共生の思いが根底にあることが不可欠です。また、どのような配慮が合理的であるかは、障害の特性や本人の意思、置かれた環境によっても異なってきます。

障害のある本人やその介助者との対話、コミュニケーションの中で、その人に合った最大限の配慮をしていくことが大切です。



施策1 障害についての理解を深める啓発活動の推進

○ 取組み

- (1) 広報紙等による障害についての知識の普及
- (2) 市民に対する講演会
- (3) 市職員に対する研修
- (4) 障害者週間の周知

共生社会の実現のため、広報紙や講演会等様々な機会を通じた広報・啓発活動により、市職員も含めた市全体に、障害に対する理解の浸透を図ります。

施策2 福祉教育の推進

○ 取組み

- (1) 福祉実践教室の実施
- (2) 福祉推進校事業の実施

小中学校や高等学校の児童生徒に対して、障害のある人とのふれあいの機会や、障害についての理解を深める学習の機会を提供することで、子どもの頃からの障害についての理解の浸透を図ります。

施策3 関係団体やボランティア、当事者団体への支援

○ 取組み

- (1) ボランティアセンターの機能強化
- (2) 市内行事における交流の促進
- (3) 障害者団体への支援

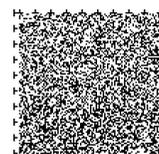
ボランティアの育成や当事者団体への活動支援を充実し、障害者福祉を推進する担い手の裾野を広げます。また、各種イベントの実施や障害のある人と障害のない人との交流機会の拡大を図り、障害に対する正しい理解につなげます。



福祉教育って何？

福祉についての講義や体験を通して、共に助け合い、支え合って生きることの大切さを伝え、すべての子どもの豊かな人間性や共に生きる力を育むことを目的に実施する教育のことです。

福祉教育は、子どもだけを対象としているのではなく、地域住民に対する生涯学習の中にも位置づけられます。また、子どもに対して福祉意識を醸成することは、子どもを通じた保護者への啓発にもつながっていきます。



施策 1 相談支援体制の整備

相談窓口の利用の円滑化や相談員の資質の向上、人員の確保により、総合的な相談支援体制の強化を図ります。

取組み

- (1) 総合的な相談支援体制の強化
- (2) ケアマネジメントの人員の確保と質の向上

施策 2 関係機関のネットワーク化の推進

関係機関との情報共有・連携体制の強化により、より有機的なネットワークを構築し、多様なケースへの対応力を高めます。

取組み

- (1) 一宮市障害者自立支援協議会の機能の強化
- (2) 関係機関との連携強化

施策 3 情報提供体制の整備と情報のバリアフリー化の推進

障害を理由に情報の入手に困難を感じるこたがないよう、情報通信技術（ICT）を活用した情報提供など、情報提供手段の多様化を図ります。

取組み

- (1) 情報提供手段の多様化

施策 4 手帳非所持者への情報提供等の支援

中途障害の人や、難病患者も含めた誰もが福祉サービスなどを円滑に利用できるよう、多様な媒体による福祉サービス等の周知、利用の円滑化を進めます。

取組み

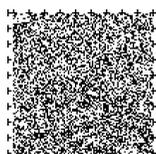
- (1) 難病患者への支援
- (2) 手帳非所持者への支援

施策 1 障害の早期発見と早期療育の体制の整備

児童発達支援センターを中心とした療育支援体制を整備するとともに、保護者の理解と精神的なケアも含めた相談支援体制を充実します。

取組み

- (1) 障害の早期発見と早期療育につなげる仕組みづくり
- ★ (2) 児童発達支援センターを中心とした療育支援体制の充実
- ★ (3) 障害のある子どもについての相談・支援体制の整備
- (4) おもちゃ図書館の充実



施策1 障害の発生予防と早期発見に向けた健康管理への支援

取組み

- (1) ハイリスク妊産婦に対する支援
- (2) 乳幼児健康診査の推進
- (3) 健康管理・事故防止に関する啓発
- (4) 保健師等への研修の実施

健康管理に対する個人の意識の醸成や、保健師や医療機関、保健所等との連携・協力体制の強化により、障害の発生予防と早期発見を推進します。

施策2 こころの健康づくりの促進

取組み

- (1) こころの健康づくりの啓発
- (2) こころの健康についての相談支援

こころの健康づくりについての啓発や相談支援の充実により、うつ等の予防、自殺対策を推進します。

施策3 医療費助成の推進

取組み

- (1) 心身障害者医療費の助成
- (2) 自立支援医療費の助成

必要なときに必要な医療を受けられるよう、医療費の助成など経済的負担の軽減を図ります。

施策2 ライフステージに応じた切れ目のない支援に向けた支援機関のネットワーク化

ライフステージの変化により支援に切れ目が生じないように、関係機関の密接な連携を図り、子どもの情報の共有体制を強化します。

取組み

- (1) 療育に関わる機関の連携による切れ目のない支援の実施

施策3 障害のある子どもに対する保育・教育環境の整備

保育・教育に関わるすべての人の資質向上、関係機関の連携強化により、正しい理解のもと適切な支援が行える体制を整備します。



取組み

- (1) 障害児保育の充実
- (2) 障害のある子どもへの就学相談の推進
- (3) 特別支援教育の充実
- (4) 障害のある子どもの放課後の居場所づくり
- (5) 教職員等の障害への理解を深める研修の実施
- (6) 就学時における宿泊学習の推進



施策1 障害のある人の就労支援

本人の希望に応じた就労ができるよう、就労支援の充実を図るとともに、一般企業に対する働きかけにより、障害のある人の雇用の受け皿の拡大を図ります。

取組み

- (1) 一般就労への移行支援
- (2) 福祉的就労の場の充実
- (3) 障害者雇用助成制度等の周知
- (4) 雇用拡大の推進
- (5) 就労体験の取組み

施策2 障害のある人の就労の定着に向けた支援

就職後も安心して働き続けられるためのサポートを充実するとともに、職場全体に対する障害特性の理解の浸透を図り、働きやすい職場環境の整備を進めます。

取組み

- (1) 就職後の相談・支援の充実
- (2) 働きやすい職場環境の整備に関する周知

施策3 障害者就労施設等における工賃の確保

障害者優先調達推進法に基づいた庁内での優先調達の仕組みの構築とともに、障害者就労施設等の製品の販売機会の拡大を図り、障害のある人の自立と経済的な安定を支援します。

取組み

- (1) 優先調達の推進
- (2) 販路の拡大

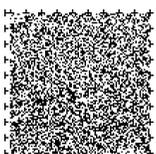


施策1 住まいの場の充実

グループホームの整備や、住宅のバリアフリー化などにより、自立して生活できる住まいの確保を推進します。また、地域生活の安定に向け、地域生活支援の拠点となる施設を整備します。

取組み

- ★(1) 住まいの場の確保のための支援
- (2) 居住環境の改善支援
- (3) 拠点機能の整備



施策2 日常生活を支えるサービスの充実と利用の円滑化

取組み

- (1) 障害福祉サービス等の円滑な利用に向けた支援
- (2) 日常生活用具等の給付と事業の周知

支援が必要な人が、その人にとって必要なサービスに円滑に結びつくよう、情報提供と利用に向けた支援を行います。

施策3 人にやさしいまちづくりの推進

取組み

- (1) 歩道のバリアフリー化
- (2) 建築物のバリアフリー化

障害のある人の視点に立って施設の利便性を見直し、誰もが利用しやすい設備面の改善を図ります。

施策4 障害のある人の社会参加への支援

取組み

- (1) 移動支援サービスの充実
- (2) タクシー料金の助成
- (3) 福祉バスの運行
- (4) 自動車改造費の助成
- (5) 手話通訳者等の配置・派遣
- (6) 選挙における配慮

外出時の移動支援を充実するとともに、手話通訳者や要約筆記者の配置など、情報の入手に支障が出ないための配慮を充実します。また、市政等へ市民意見を反映する選挙の機会において、障害を理由に参加が困難になることがないよう配慮を進めます。

施策5 経済的な安定に向けた支援

取組み

- (1) 各種手当、障害年金の給付

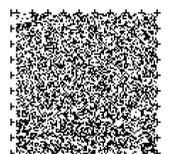
市や国・県で実施している各種助成を引き続き行うとともに、その周知に努め、利用の円滑化を図ります。

施策6 余暇活動の支援

取組み

- (1) 障害のある人等の生涯学習機会の充実
- (2) 障害のある人を対象とした文化事業の実施
- (3) 障害者スポーツの裾野を広げる取組み

事業や学習内容の見直しと、障害のある人が参加しやすい配慮により、誰もが参加できる生涯学習・文化事業の体制を整備します。また、障害者スポーツの振興を図るとともに、スポーツ大会に障害のある人が参加できる体制を整備し、心身機能の維持・向上を図ります。



施策 1 防災意識の向上

防災知識についての普及・啓発の取組みを進めるとともに、避難訓練等への参加促進などにより、市全体での防災意識の向上を図ります。

取組み

- (1) 防災知識の普及・啓発
- (2) サービス提供事業所等に対する防災、避難訓練の実施

施策 2 避難行動要支援者の把握と支援体制の確立

避難行動要支援者の把握に努めるとともに、災害時に円滑に情報を取得できるような情報提供体制を構築します。

取組み

- (1) 避難行動要支援者の把握
- (2) 緊急時の情報伝達の支援

施策 3 避難所生活への配慮

避難所生活は、障害の有無に関わらず、多くの方が心身の負担、ストレスを感じるが多いため、すべての人を対象とした健康相談や心のケアを行います。また、障害のある人の特性に合わせた避難所の設置を検討します。

取組み

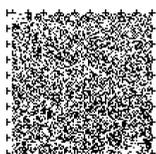
- (1) 避難所における配慮



避難行動要支援者とは？

高齢者、障害のある人、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する人（要配慮者）のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する人のことを言います。

平成 25 年 6 月の災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者名簿の作成が市町村に義務づけられ、名簿の作成を進めています。





一宮

の

障

害

福

祉

一宮市全体で、障害者虐待を防ごう！

平成 24 年 10 月 1 日に施行された障害者虐待防止法では、虐待をされている疑いのある障害のある人を発見した場合の通報が義務づけられました。障害のある人に対する虐待を発見した場合は、一宮市障害者虐待防止センターに連絡してください。

【連絡先】

●一宮市障害者虐待防止センター

電話：090-1470-5663

●センターへつながらない場合は

電話：0586-28-8619（福祉課）

ファックスでの受付もしておりますが、緊急対応ができない場合があります。できるだけ電話での連絡をお願いします。

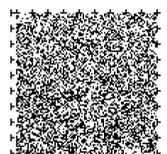
FAX：0586-26-2231

障害者虐待とは…

- 身体的虐待（暴力や体罰）
- 性的虐待（わいせつな行為）
- 心理的虐待（暴言、拒絶的な対応）
- 放棄・放任（世話、養護を怠る）
- 経済的虐待（勝手にお金を使う、必要なお金を渡さない）

障害福祉に関する相談先

相談先	区分	電話番号/FAX 番号	受付時間
一宮市 福祉課	総合相談	0586-28-8619/ 0586-73-9124	8:30-17:15
一宮市障害者相談支援センター あすか	総合相談	0586-81-7260/ 0586-75-4682	9:00-17:00
一宮市障害者相談支援センター ゆんたく	総合相談	0586-64-5882/ 0586-64-5852	9:00-17:00
一宮市障害者相談支援センター いまいせ	総合相談	0586-45-1120/ 0586-45-1120	9:00-17:00
一宮市障害者相談支援センター ピース	総合相談	0586-46-5009/ 0586-85-7725	9:00-17:00
一宮市障害者相談支援センター 夢うさぎ	総合相談	0586-86-4003/ 0586-87-7195	9:00-17:00
一宮市障害者相談支援センター いちのみや	総合相談	0586-62-8678/ 0586-63-4802	9:00-17:00
尾張西部障害者就業・ 生活支援センター すろーぷ	就労相談	0586-85-8619/ 0586-68-6823	9:00-17:00
児童発達支援センター いずみ学園	療育相談	0586-78-2767/ 0586-78-2767	9:00-16:00
療育サポートプラザ チャイブ	療育相談	0586-64-6362/ 0586-28-8188	9:00-16:00



第2次一宮市障害者基本計画【概要版】

発行：一宮市

編集：一宮市福祉こども部福祉課

所在地：〒491-8501 愛知県一宮市本町2丁目5番6号

TEL：0586-28-8100 FAX：0586-73-9124

発行年月：平成28年3月

